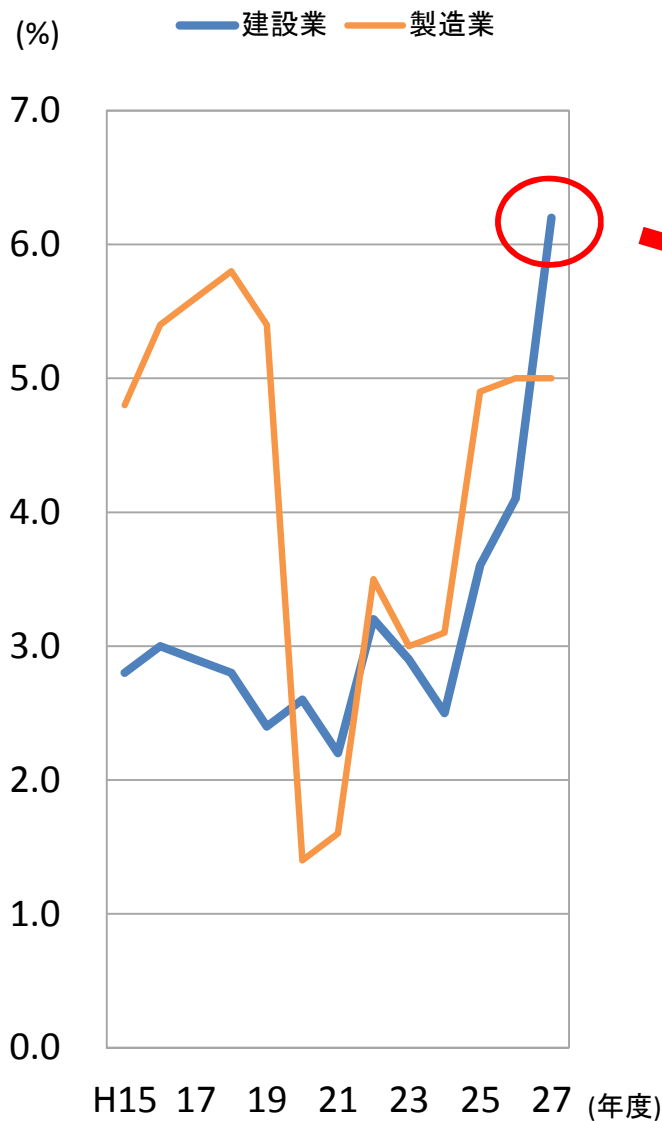


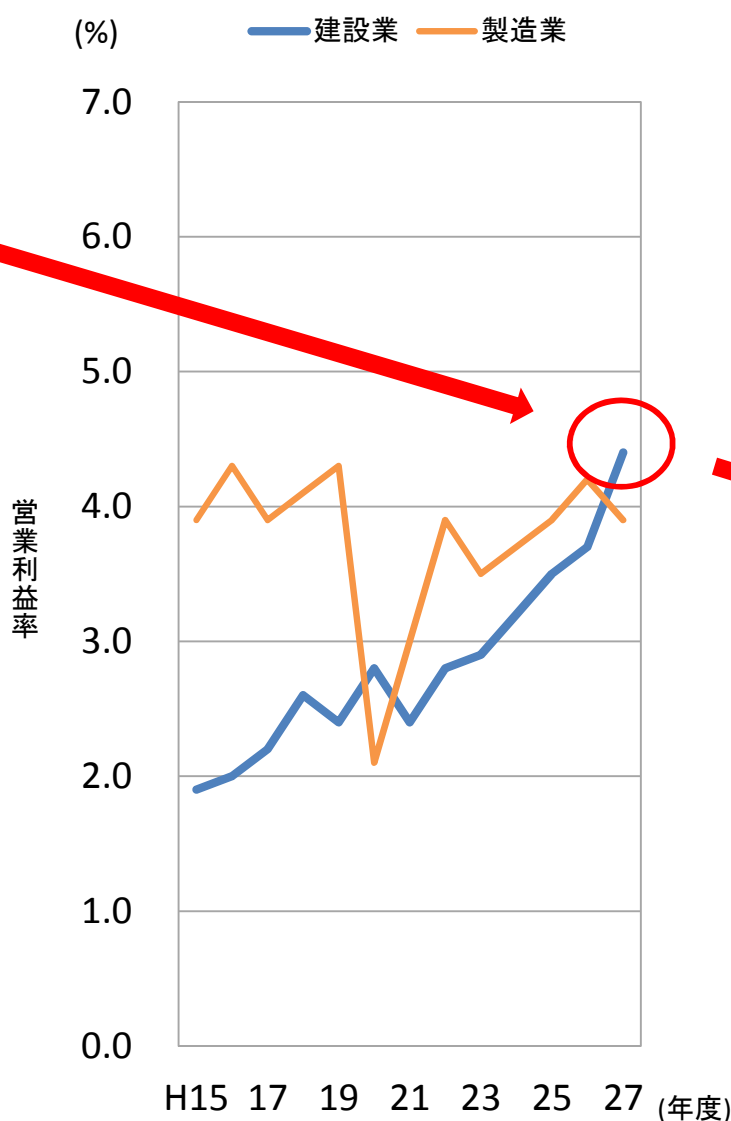
参考資料（第1回・第2回地域建設業WG資料(抜粋)等）

建設業の売上高営業利益率①（企業規模別の推移）

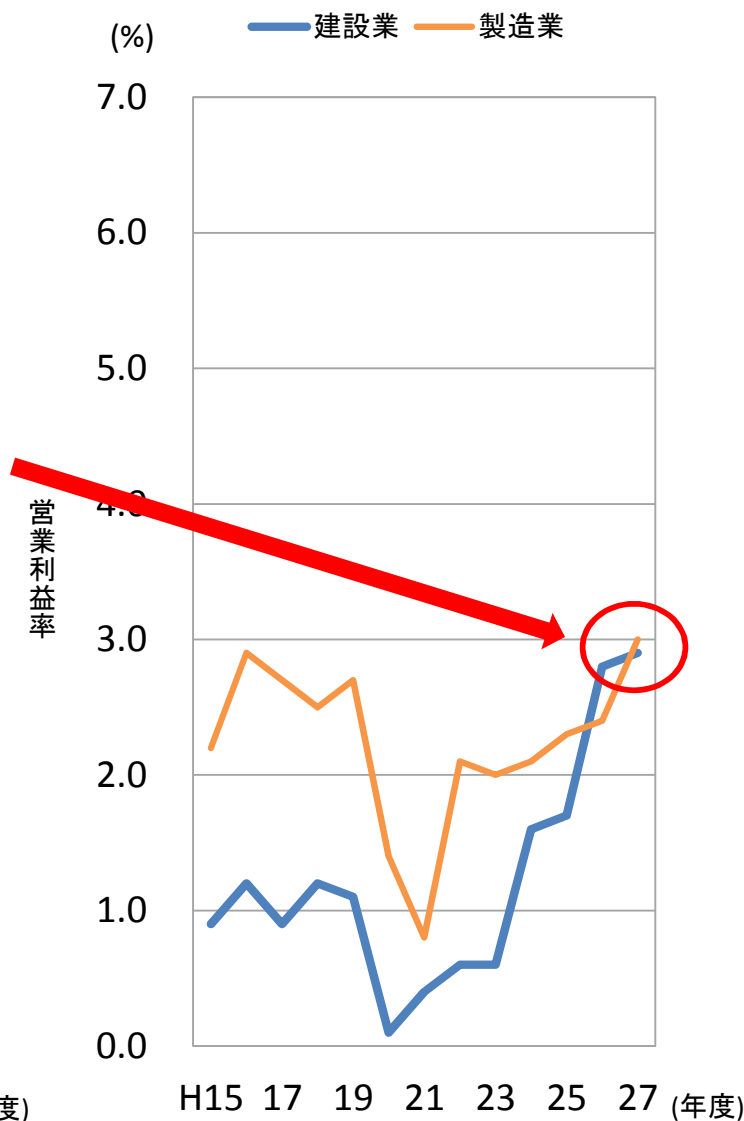
大企業
(資本金10億円以上)



中堅企業
(資本金1億円以上10億円未満)



中小企業
(資本金1億円未満)



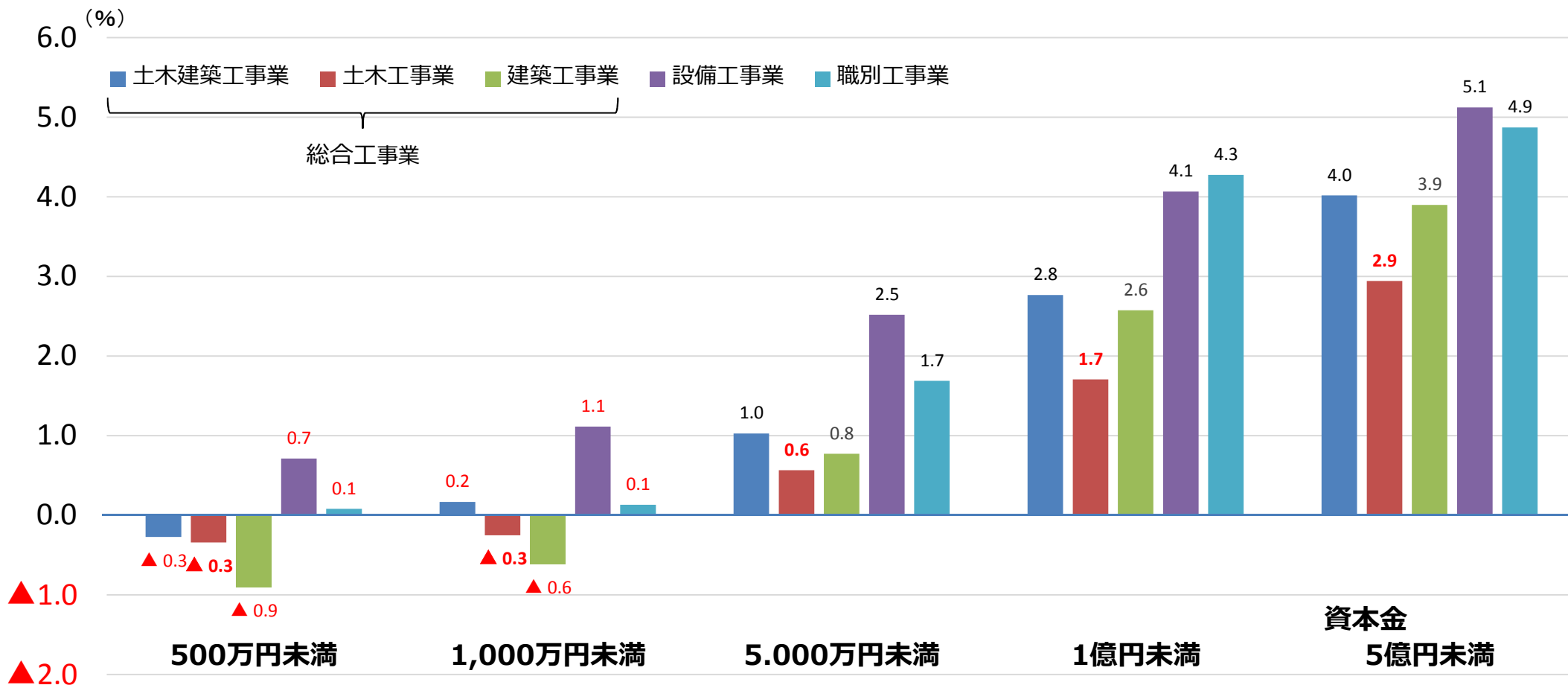
出所：財務省「法人企業統計」

営業利益率 = (売上高 - 売上原価 - 一般販売管理費) ÷ 売上高

(※)一般販売管理費：役員や本社職員等の給与、福利厚生費、事務費、
広報宣伝費、賃料、償却費、租税公課 等

建設業の売上高営業利益率②（業種別・資本金階層別）

- 規模別にみると、小規模な建設企業ほど、営業利益率が低迷。
- 業種別にみると、総合工事業（特に土木工事業）の営業利益率が特に低迷。



※ 業種分類は日本標準産業分類にしたがって、「総合工事業」「設備工事業」「職別工事業」の3種類に大別し、更に、「総合工事業」については、土木工事が完成工事高の8割以上を占めるものを「土木工事業」、土木工事が2割以上から8割未満のものを「土木建築工事業」、「土木工事が2割未満のものを「建築工事業」としている。

※ 調査企業は、(一財)建設業情報管理センターに経営状況分析申請のあった大臣許可業者及び知事許可業者を対象としており、資本金階層別に、500万円未満が8,165社、1,000万円未満が7,271社、5,000万円未満が33,767社、1億円未満が2,592社、5億円未満が507社となっている。

建設業の年収額①（経年ごとの推移）

(万円)

600

550

500

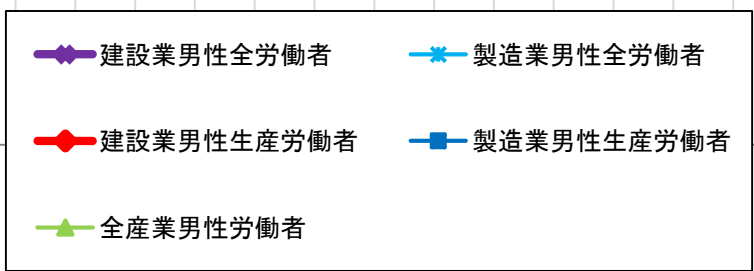
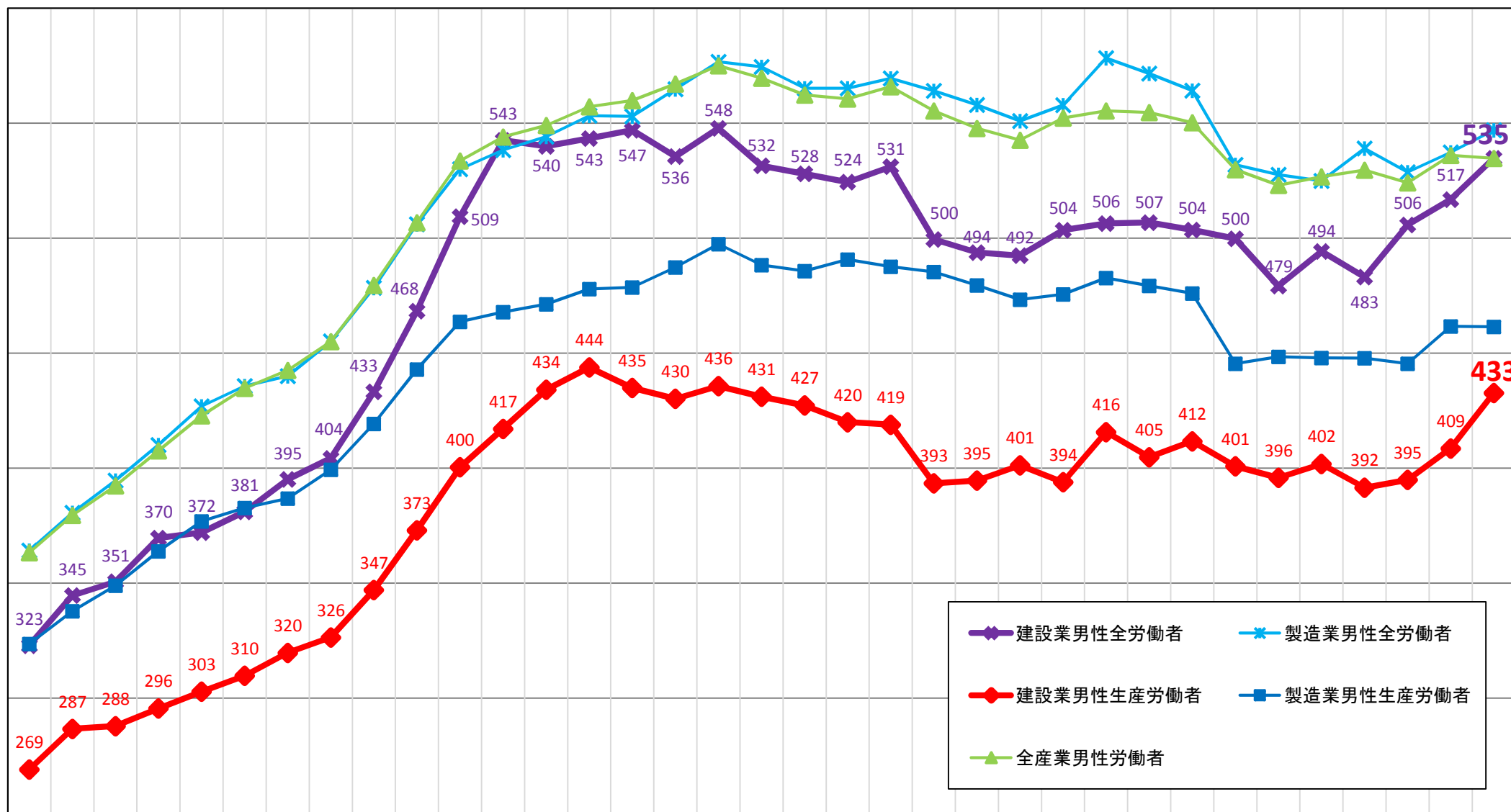
450

400

350

300

250



参考：賃金構造基本統計調査（10人以上の常用労働者を雇用する事業所）（厚生労働省）
 年間賃金総支給額＝きまって支給する現金給与額×12＋年間賞与その他特別給与額

建設業の年収額②（企業規模別）

● 建設業生産労働者 ● 製造業生産労働者

大規模企業

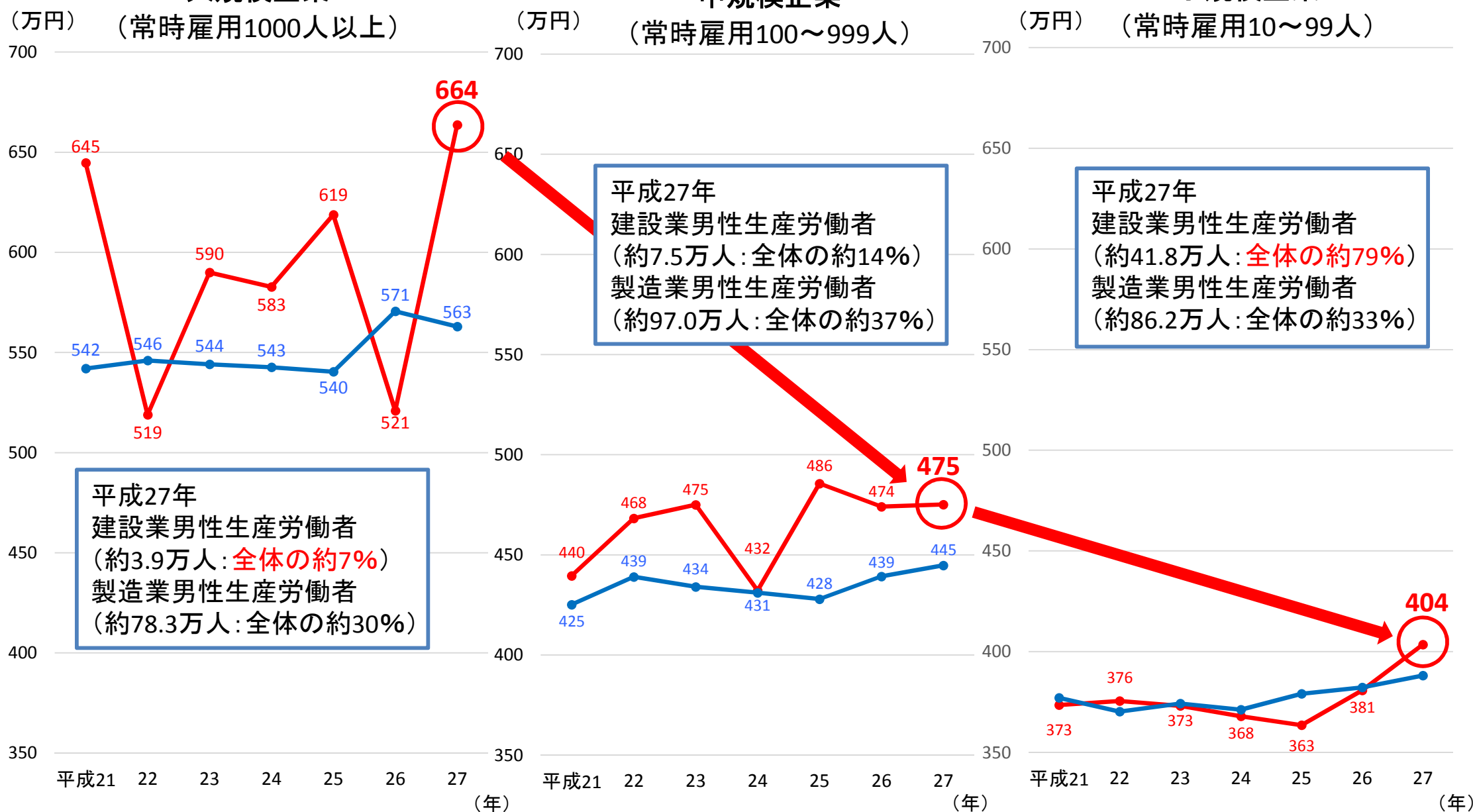
(万円) (常時雇用1000人以上)

中規模企業

(万円) (常時雇用100～999人)

小規模企業

(万円) (常時雇用10～99人)



平成27年
建設業男性生産労働者
(約3.9万人: 全体の約7%)
製造業男性生産労働者
(約78.3万人: 全体の約30%)

平成27年
建設業男性生産労働者
(約7.5万人: 全体の約14%)
製造業男性生産労働者
(約97.0万人: 全体の約37%)

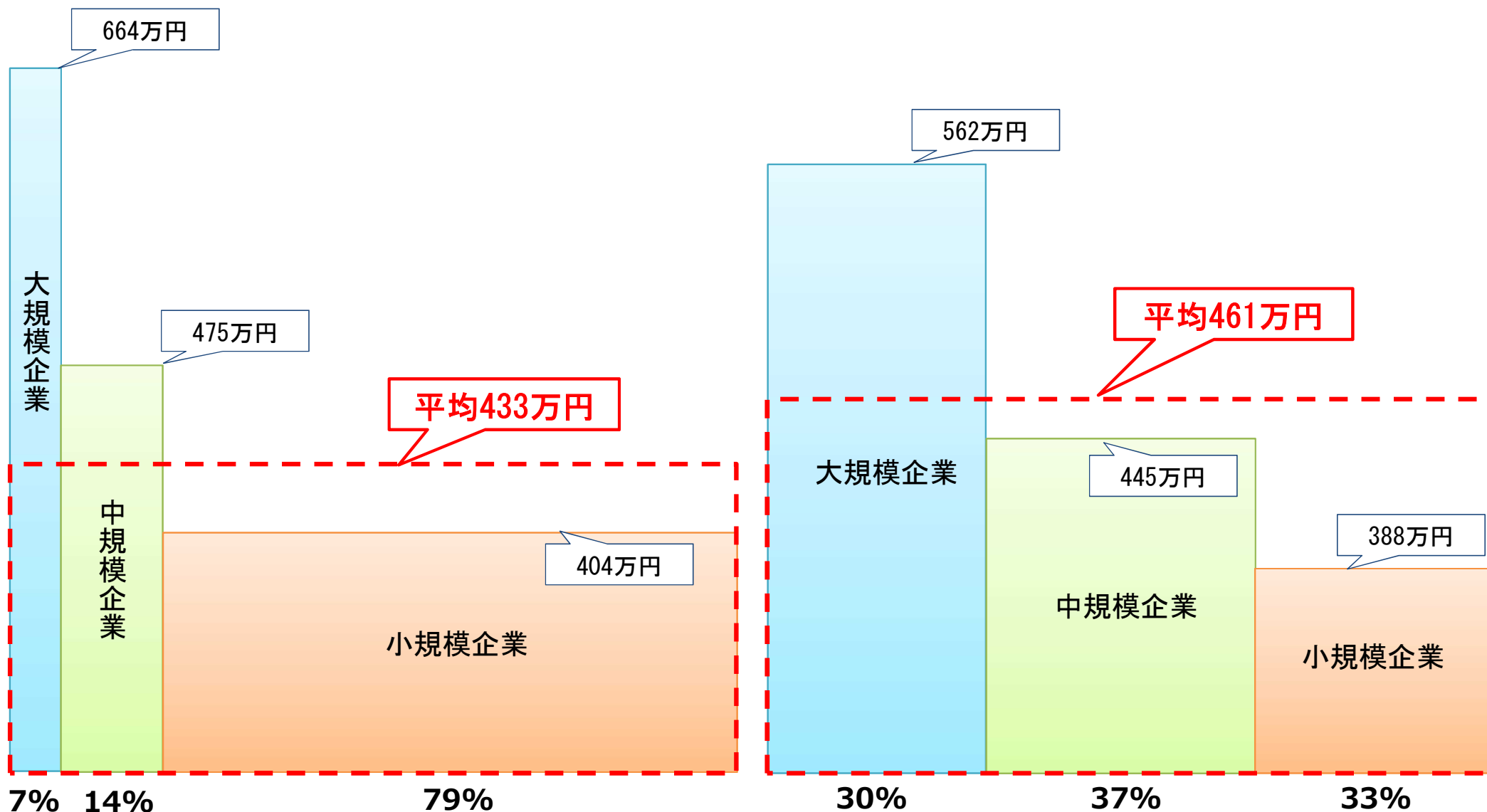
平成27年
建設業男性生産労働者
(約41.8万人: 全体の約79%)
製造業男性生産労働者
(約86.2万人: 全体の約33%)

建設業の年収額③（製造業との比較：平成27年）

【建設業】

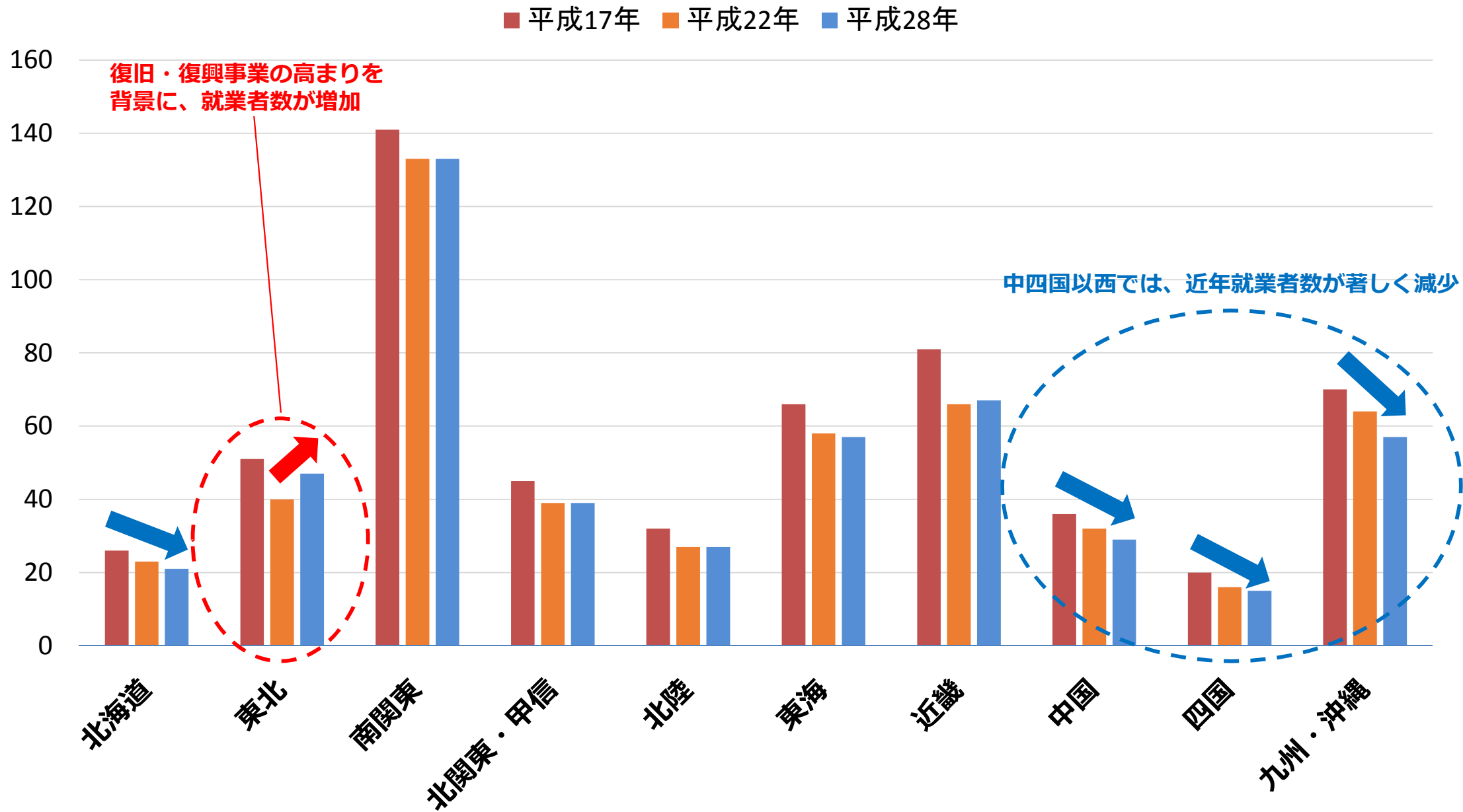
【製造業】

（平均年収額）



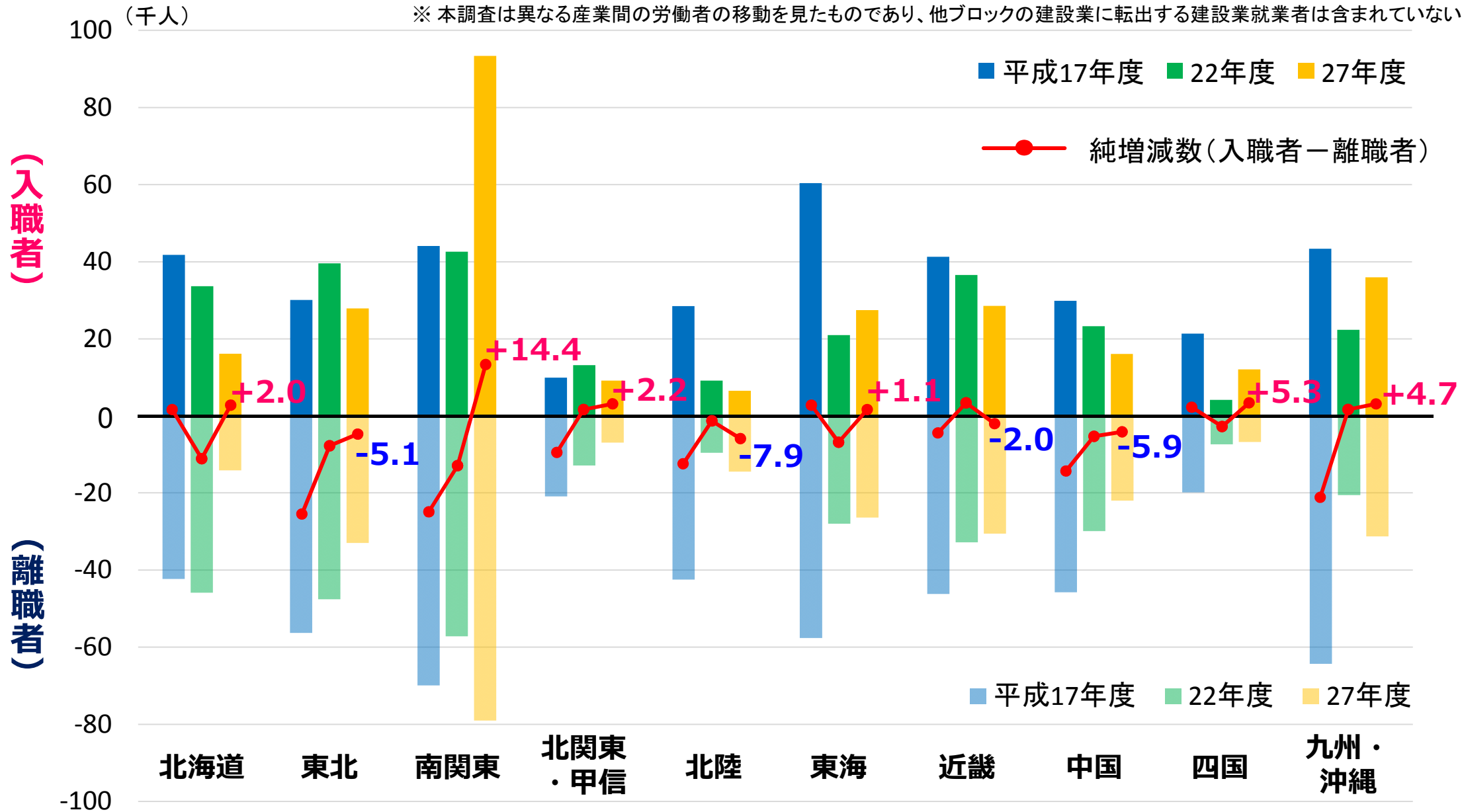
（企業規模ごと男性生産労働者数の全体に占める割合）

地域別の建設業就業者数の推移



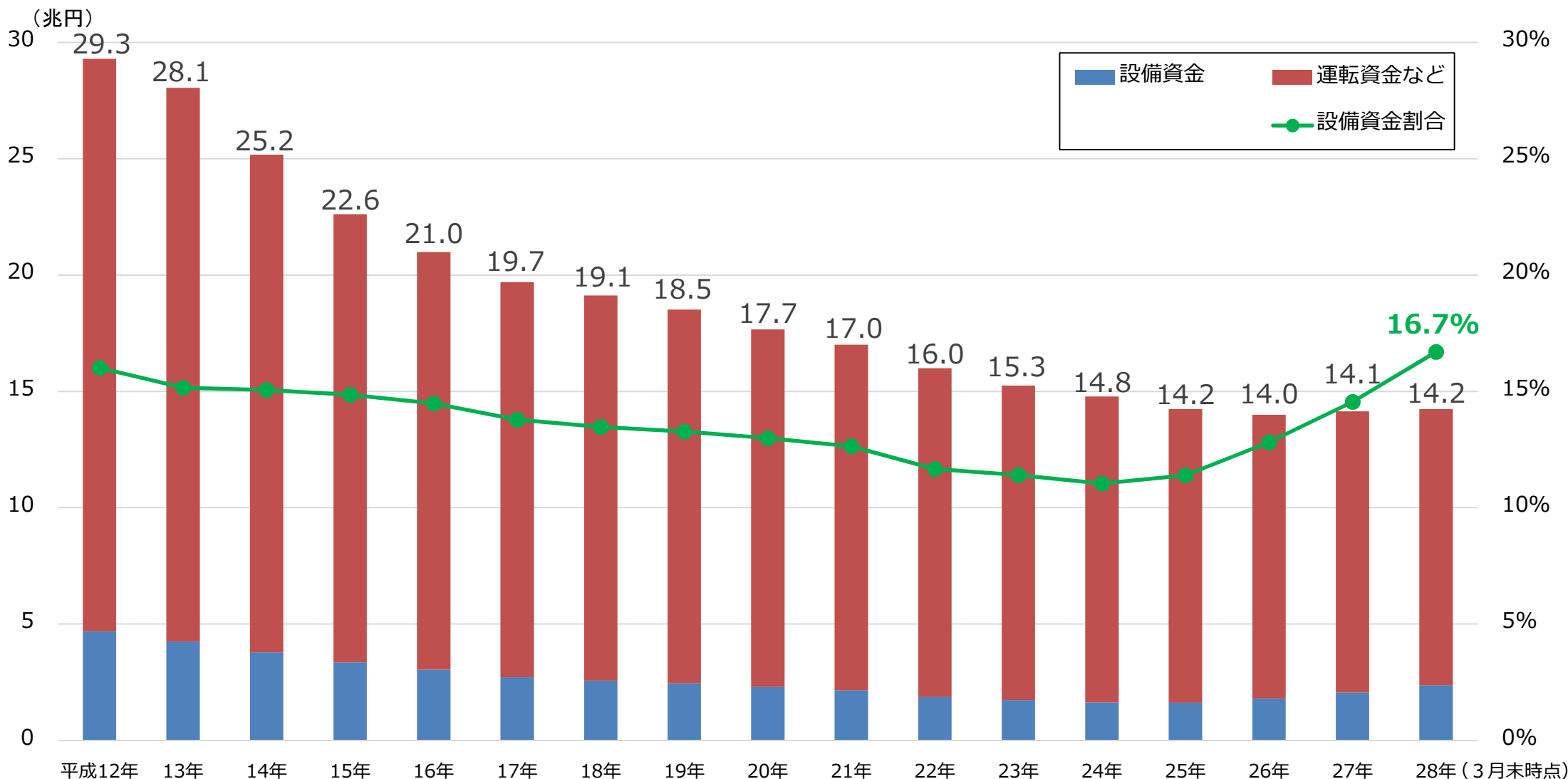
地域別の建設業入職者・離職者数の推移

○ 他産業からの転職入職者、新規学卒者の入職状況(※)は、地域ごとに異なる様相。



中小・中堅建設企業向けの貸出残高の推移

- 中小・中堅建設企業向けの貸出残高(※)は、約15年間でほぼ半減。
- 一方で、設備資金の貸出しについては増加傾向にあり、足許では貸出残高全体の15%を上回る水準。



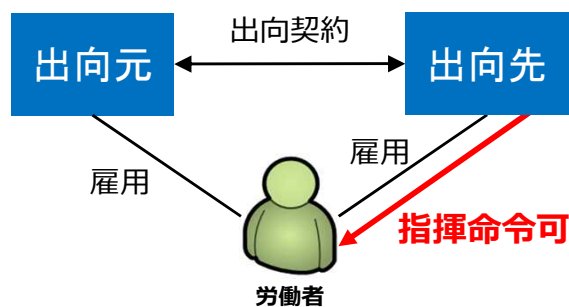
※ 国内銀行の中小企業(資本金3億円以下または常用従業員300人以下)、中堅企業(資本金10億円未満かつ常用従業員300人超)向け貸出残高と、信用金庫(主に資本金9億円以下かつ常用従業員300人以下の企業に対し融資)の貸出残高の合計

○ 労働者派遣法上、建設業務に係る労働者派遣は原則として禁止されているが、一定の要件を満たした出向・JVは、建設業務を目的とする場合でも同法上の労働者派遣に該当しないとされる。

出向パターン

<① 在籍型出向>

(活用イメージ)

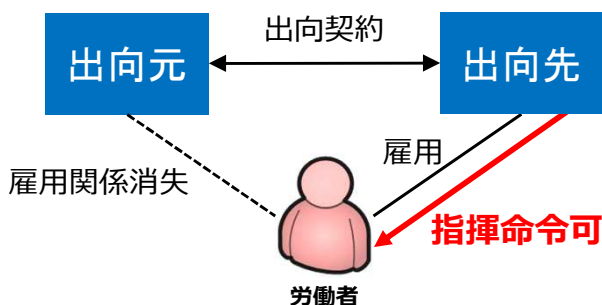


○ 在籍型出向については、出向元企業との間に雇用契約関係があるだけでなく、出向先企業との間にも雇用契約関係があることから、労働者派遣には該当しない

○ ただし、在籍型出向が「業として行われる」と、職業安定法に基づき禁止される労働者供給事業に該当するおそれがあることに留意

<② 移籍型出向>

(活用イメージ)

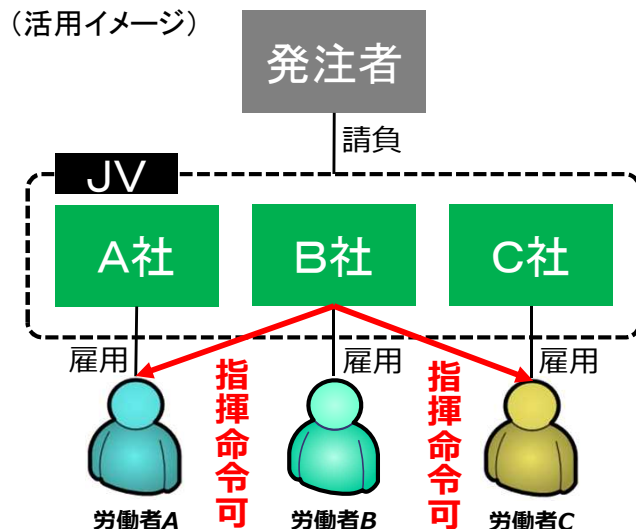


○ 移籍型出向については、出向先企業との間のみ雇用契約関係があることから、労働者派遣には該当しない

○ ただし、移籍型出向が「業として行われる」と、職業安定法上の職業紹介事業に該当し、有料職業紹介事業の許可や無料職業紹介事業の許可が必要となる場合もある

JVパターン

(活用イメージ)



○ JV構成員が自己の雇用する労働者を他構成員の労働者等の指揮命令の下に従事させたとしても、通常、それは自己のために行われるものとなり、労働者派遣には該当しない

○ ただし、このようなJVは、構成員の労働者の就業が労働者派遣に該当するのを免れるための偽装手段に利用されるおそれがあることから、下記通り、その法的評価を厳格に行うことが必要

【「労働者派遣」に該当しないための主な要件】

- ・全構成員が、JVが発注者との間で締結した請負契約に基づく業務処理について連帯責任を負うこと
- ・全構成員が、JVに対する出資義務を負うとともに、JVから利益分配を受けること
- ・各構成員が、対等の資格に基づき共同で業務を遂行している実態にあること
- ・いずれの構成員も、単に肉体的な労働力を提供するものではないこと 等

出所：厚生労働省「労働者派遣事業関係業務取扱要領」を基に作成

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（抄）

(用語の定義)

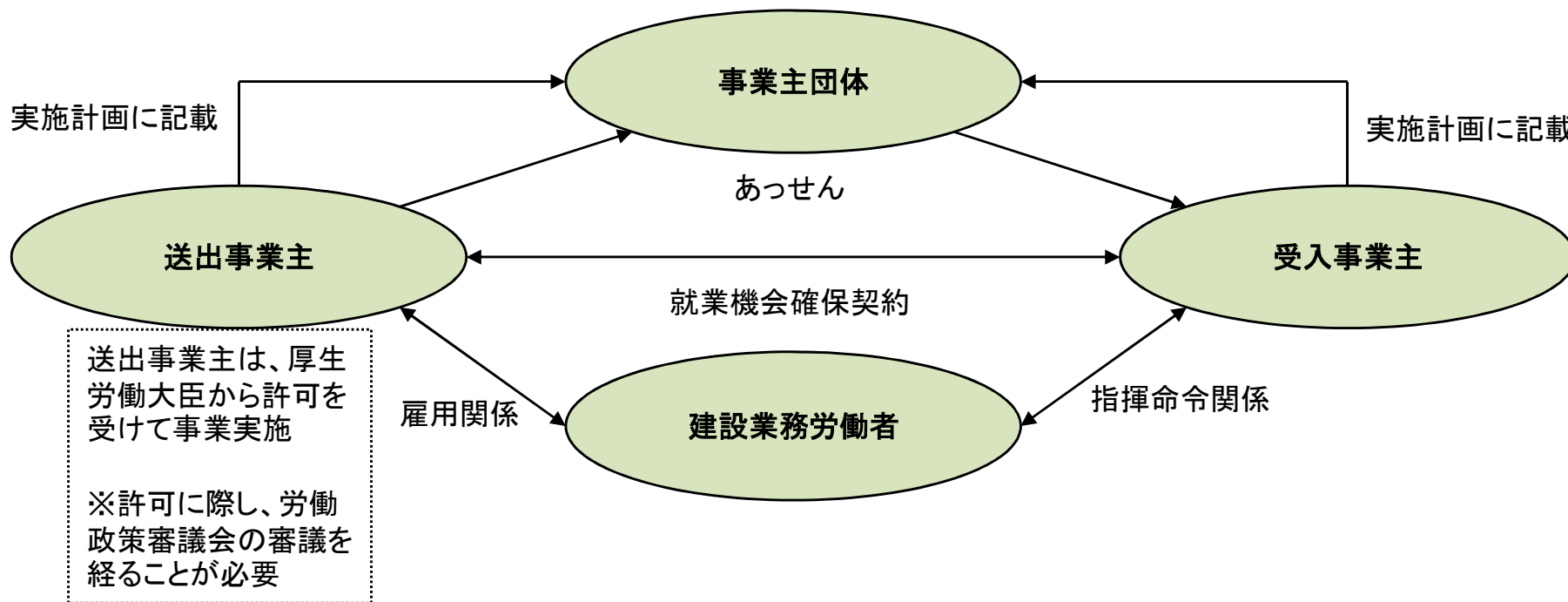
第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 **労働者派遣** **自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させること**をいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

第4条 **何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。**

- 二 **建設業務**（**土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務**をいう。） 8

○ 建設業務に係る労働者派遣は、労働者派遣法により禁止されているが、建設労働の雇用の改善等に関する法律に基づく建設業務労働者就業機会確保事業を活用する場合は、労働者派遣法が適用除外とされている。

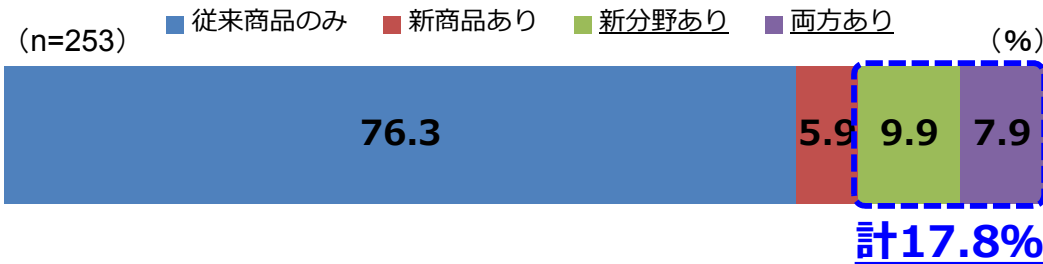


【主な要件】

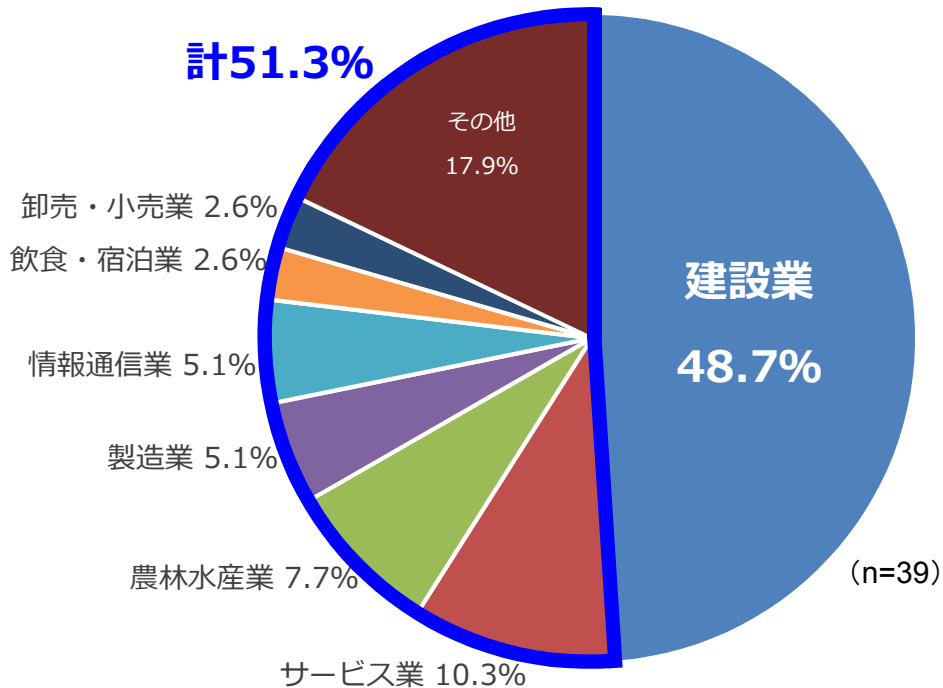
- (1) 事業主団体の実施計画に、送出事業主及び受入事業主の組合せごとに、送出人数等が記載されていることが必要。
- (2) 送出人数は、送出事業主の雇用する労働者数の5割以下、送出期間は所定労働日数の5割以下。
- (3) 対象労働者は、常時雇用されている建設業務労働者で、社会保険(健康保険、厚生年金保険)・労働保険が適用されていることが必要。(労災保険は、受入事業主の元請の保険を適用。)
- (4) 送出事業主は、雇用管理責任者を選任し、受入事業主は受入責任者を選任すること。(選任に際し、講習会の受講が必要)
- (5) 送出事業主は、①資産の総額－負債の総額 \geq 1,000万円、②①の額が負債総額の7分の1以上、③現金・預金の額が800万円×事業所数であることなどの財産的要件を満たすことが必要。

- 建設業の新分野進出は、製造業と比べるとやや低調。
- 他方で、建設業の新分野進出先については、製造業よりも多方面に渡っている傾向。

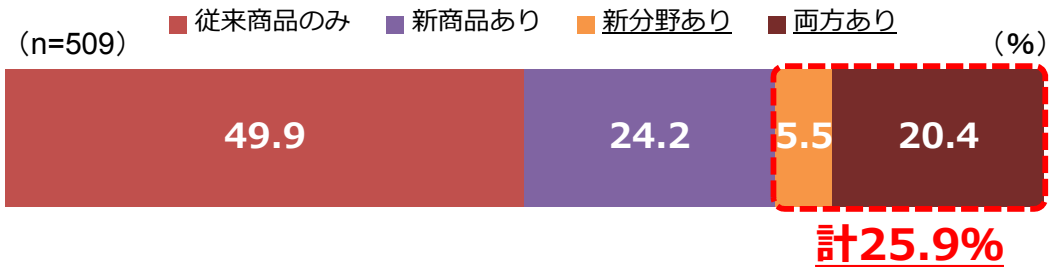
■ 建設業の新分野進出の状況



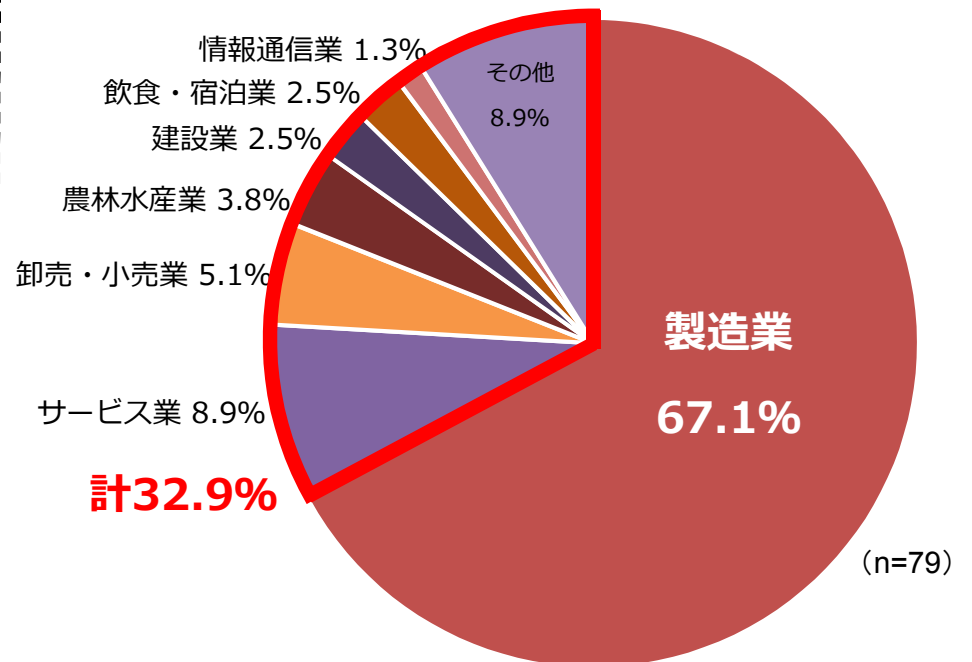
新分野進出先の内訳



■ 製造業の新分野進出の状況



新分野進出先の内訳



※ ここでいう「新分野進出」とは、従来と異なる市場を狙って新たなサービスを提供することをいう

出所：日本政策金融公庫「中小企業の新事業展開に関する調査」(H25.8時点)

事例1 林建協働 欧州型林業モデル林構築を目指して

事業概要

岐阜県高山市 たかやま林業・建設業協同組合

- 当組合は、森林組合と建設業の協働による地域の森林整備・木材生産と建設業の複業化の推進を目的として平成22年に設立。
- 先進的な欧州型林業の思想を取り入れ、トラクター式の林業機械を活用できる「欧州型作業道」を導入し、効率的な搬出作業を可能に。
- また、地域の基幹産業である林業経営に建設業の技術(作業道整備)を活かして、建設業としての業務も増加し、雇用の維持・創出に寄与。



同協同組合による伐採作業の様子

事例2 北陸新幹線の金沢延伸を機に金沢風情にこだわったホテルを開業

事業概要

石川県金沢市 (株)高田組

- 金沢市では、北陸新幹線の金沢延伸による観光客の急増を受けて、市内の宿泊施設の不足が課題に。
- そうした中、(株)高田組では、金沢駅近くの市街地で騒音問題で移転させた生コンプラントの跡地の再利用も兼ねホテル業に進出し、新幹線の開業と同日の3月14日に開業。
- 庭園管理や施設管理等これまで培ってきた技能・技術を発揮し、効率的なホテル運営を行っている。また、雇用面では新たに25名を採用し、女性や高齢者の積極的な活用を実現。



同社が運営する金沢市内のホテル

事例3 「建設サービス業」の展開

事業概要

岡山県岡山市 (株)小坂田建設

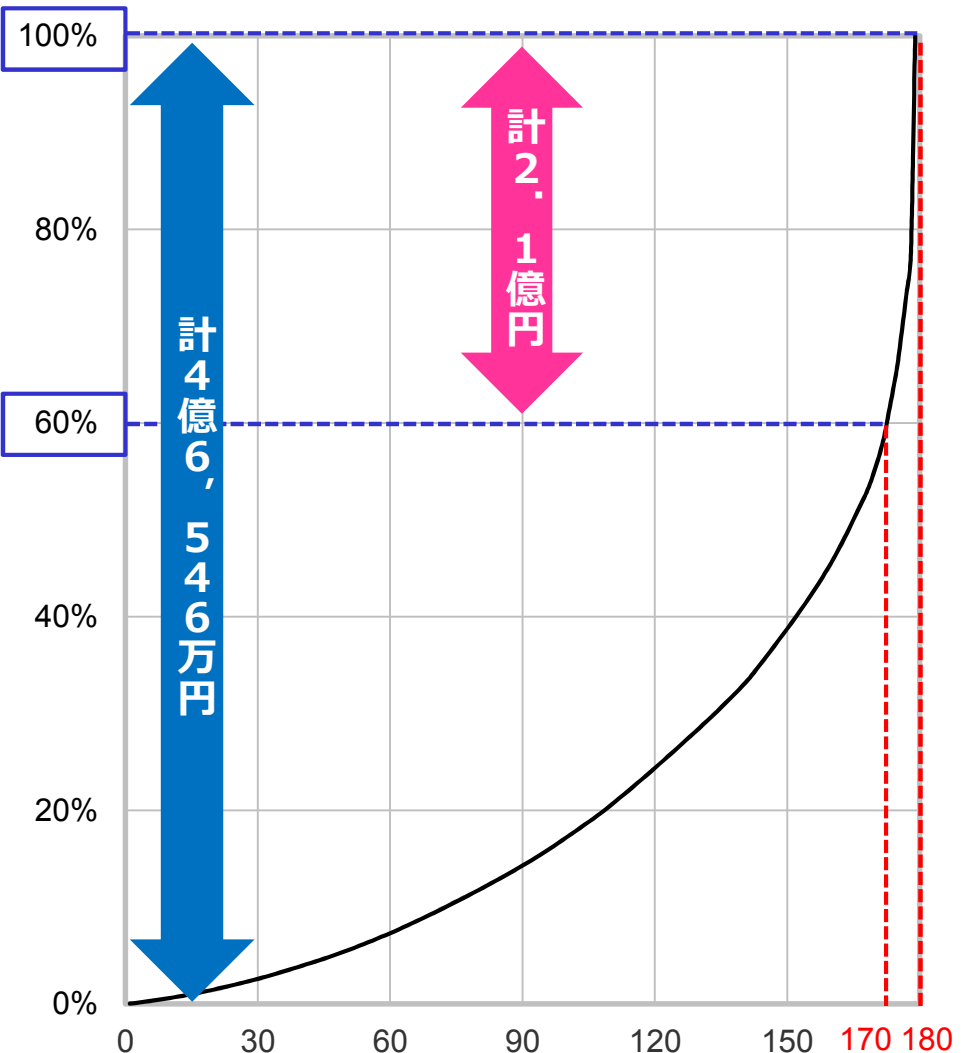
- 中山間地域では住民の高齢化により身近なトラブルに対応する人手やサービスが不足。
- そうした中、(株)小坂田建設では、トイレの詰りや雨どいの修理、雨戸の張り替え、庭の除草といった家まわりのことから、墓地の清掃、蜂の巣の撤去など地域住民の日々の暮らしの中での困りごと全般にワンストップで対応する「建設サービス業」を展開。
- 地域住民の日々の暮らしの中から仕事を発掘し、「地域ニーズの受け皿企業」として事業を展開。



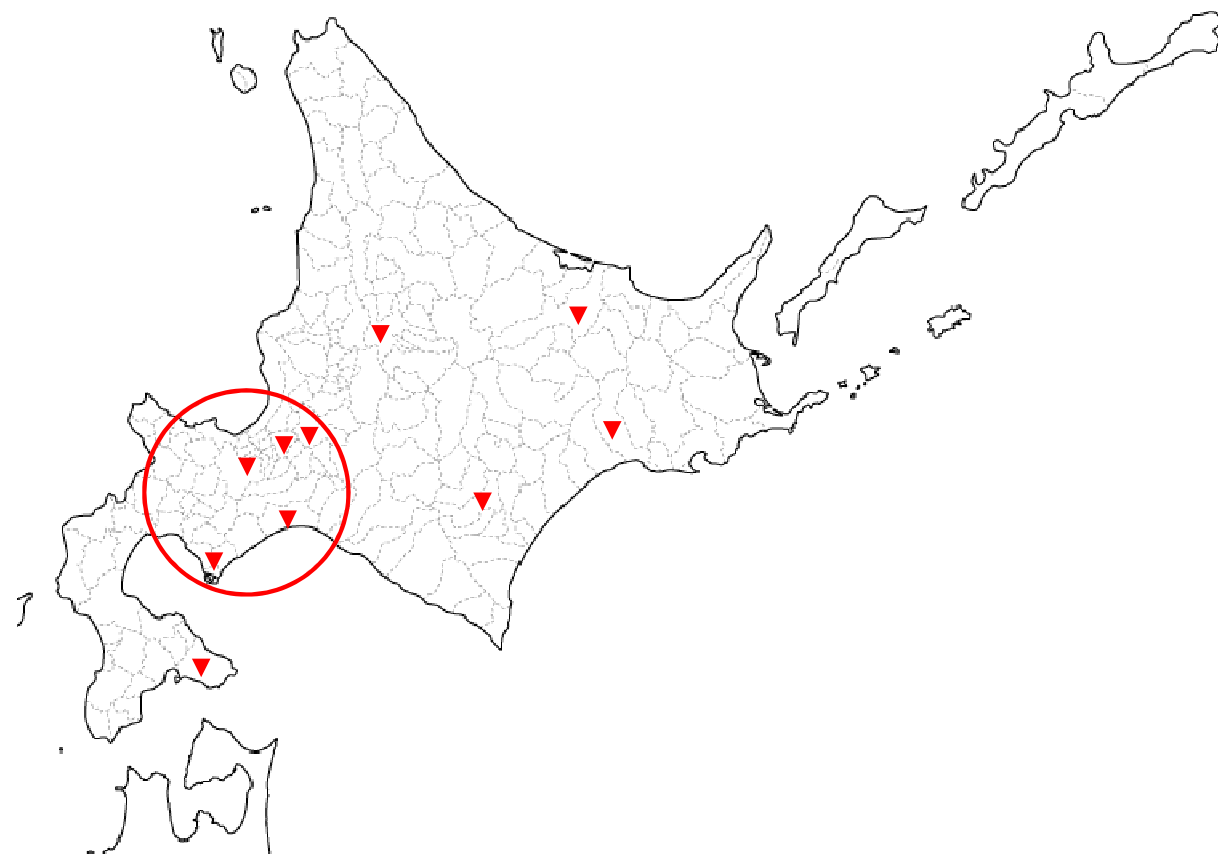
地域の交流の場を目指して開催される同社の「自社お仕事発表会」の様子

- 北海道は自治体ごとの工事発注量の差が大きく、上位10市で全体の40%を占める水準。
- 更に、これらの自治体は道央西部に多い傾向。

【工事発注量順の累積度数】



【普通建設事業費上位10市】



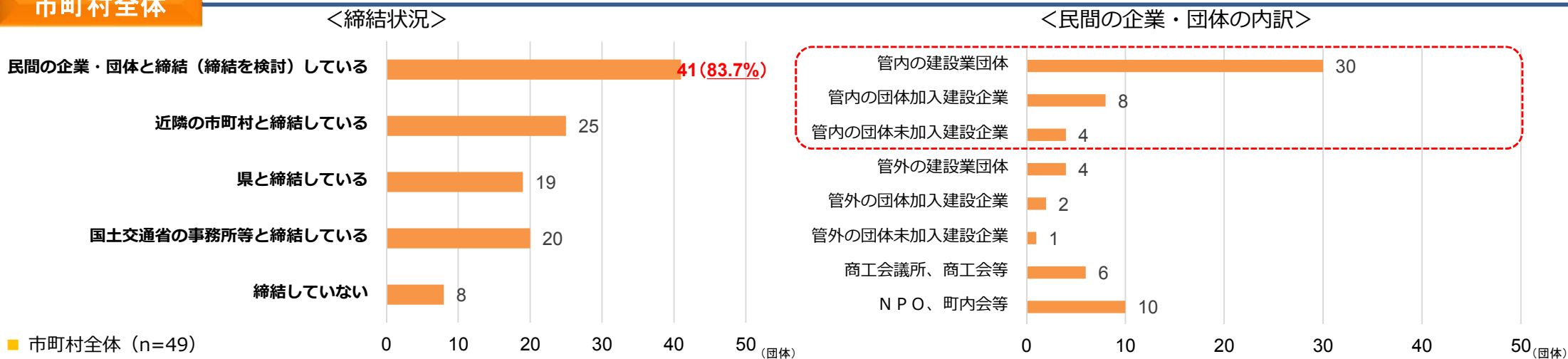
※ 普通建設事業費上位10市の内訳は、

札幌市(約1,060億円)、函館市(約183億円)、旭川市(約171億円)、釧路市(約164億円)、北見市(約122億円)、岩見沢市(約112億円)、帯広市(約112億円)、苫小牧市(約82億円)、江別市(約69億円)、室蘭市(約65億円)

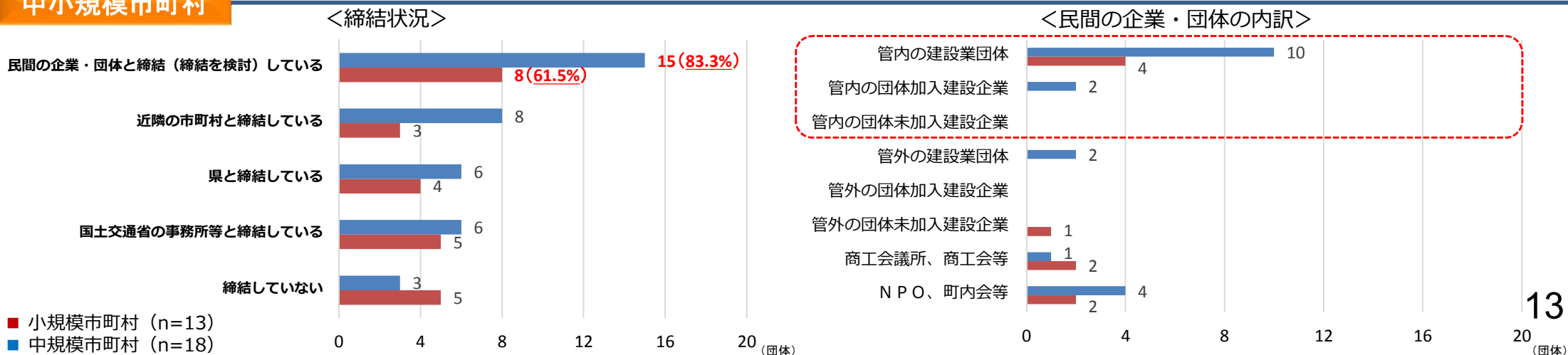
※ 横軸については、普通建設事業費の少ない順に北海道の市町村(団体)計180団体を並べている

- 市町村レベルでは、約8割の自治体が民間の企業や団体と災害協定を締結しているが、その割合は小規模自治体ほど減少する傾向。
- また、締結先は管内の建設企業・建設業団体が多く、管外と連携している自治体は少数。

市町村全体

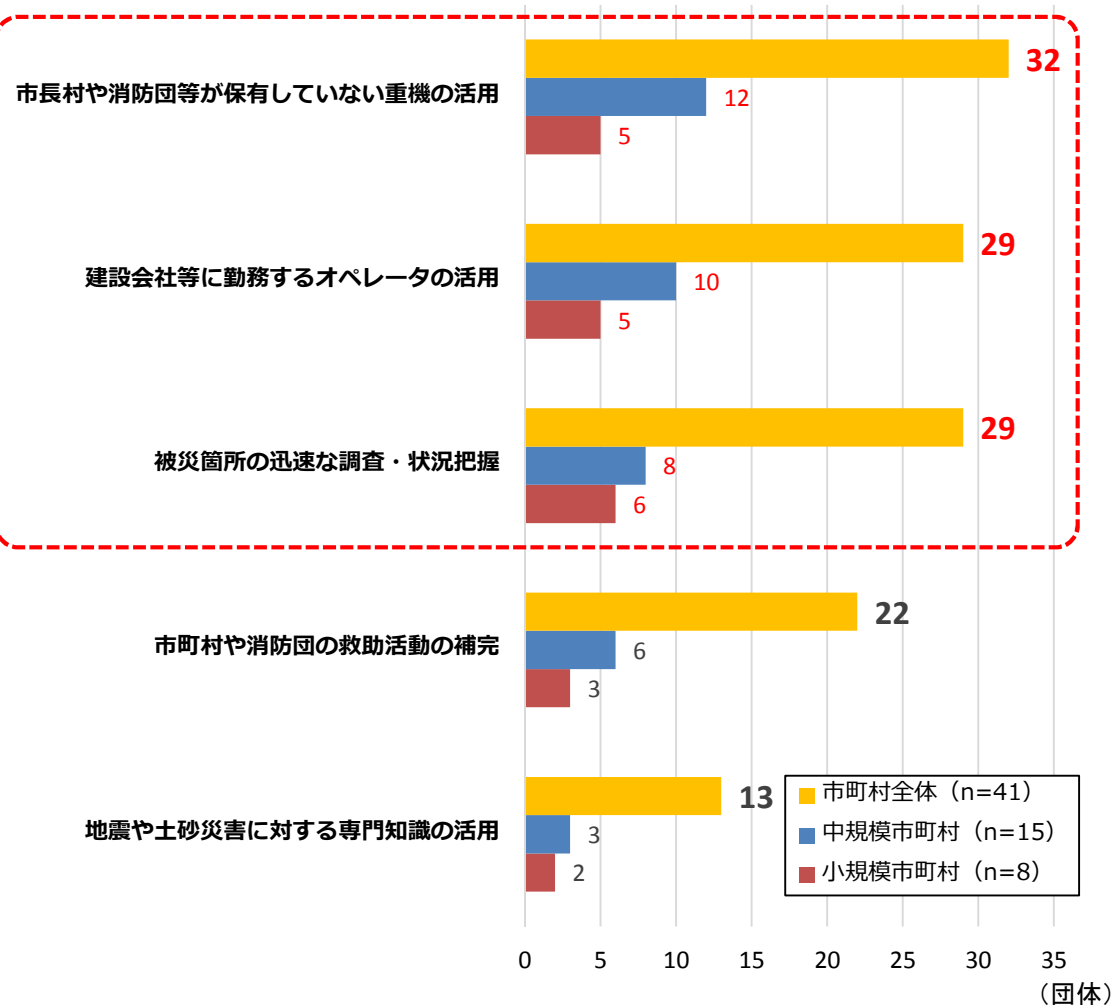


中小規模市町村

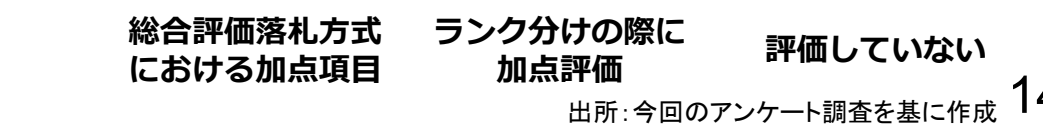
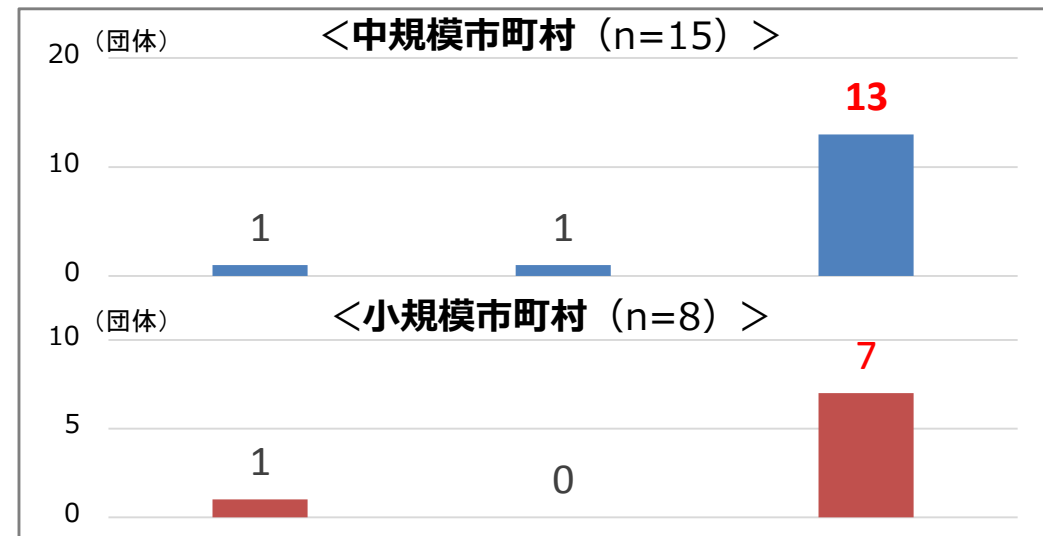


- 市町村は総じて、建設企業が保有している重機やそのオペレーターの活用、被災箇所の迅速な調査・状況把握など、自らの業務の補完のために災害協定を締結する傾向。
- 他方で、中小規模の自治体では災害協定の締結を評価していない団体が太多。

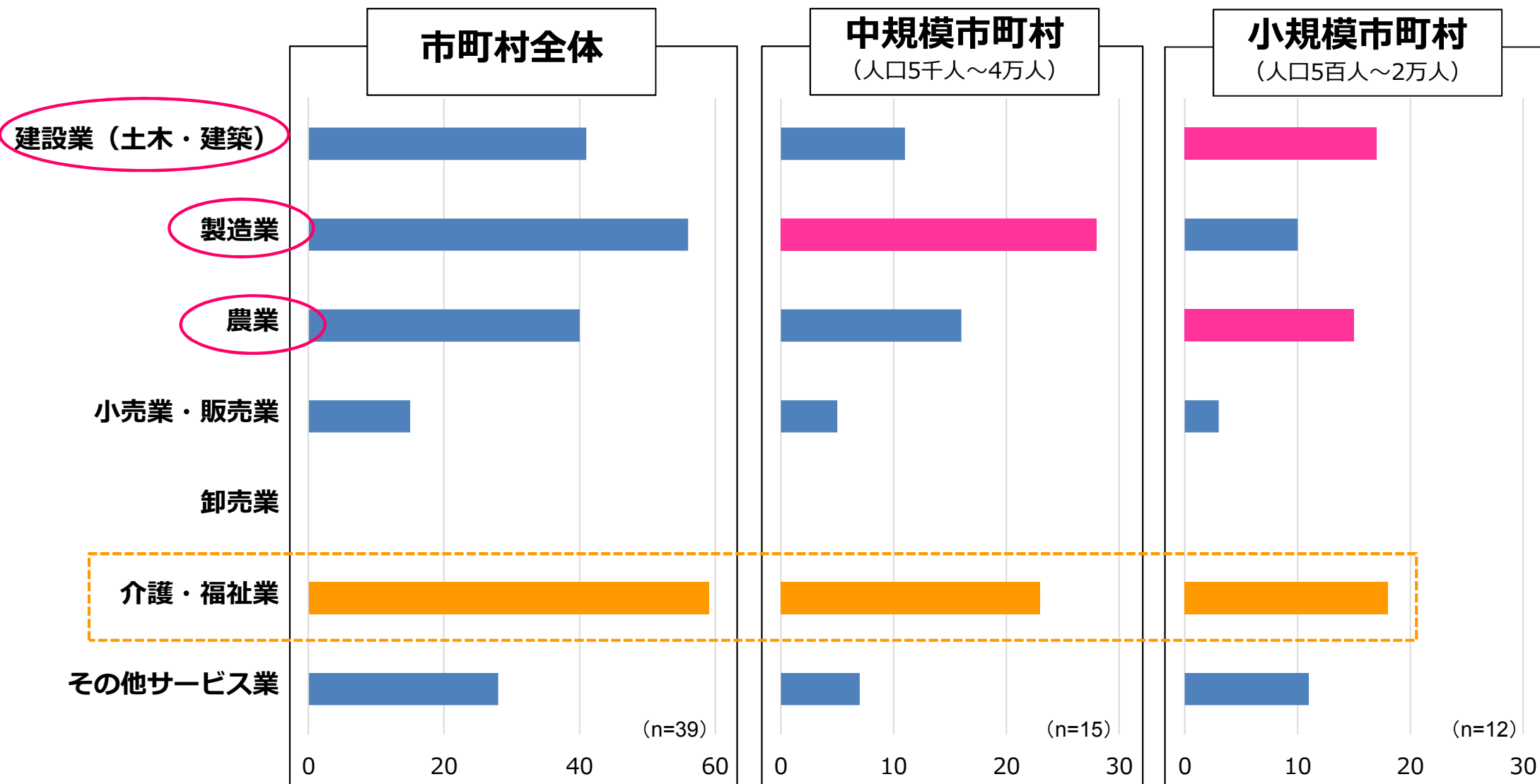
■ 災害協定を締結するメリット・理由



■ 災害協定を締結している場合の評価方法



- 中規模市町村では製造業が、小規模市町村では建設業と農業が若年層の雇用の受け皿として期待。
- また、市町村レベルでは高齢化の影響もあり、総じて介護・福祉業が雇用の受け皿として期待。



※ 今回のアンケート調査の若年層の雇用の受け皿として期待される業種を尋ねた項目において、「1位」と回答された業種を3点、「2位」と回答された業種を2点、「3位」と回答された業種を1点として集計している

- 建設業法における建設業者団体に関する規定は、建設業の近代化や健全な発達のためには、行政による監督・指導育成のみならず、建設業者自らによる建設業の体質改善・振興の努力が不可欠との観点から、昭和36年の法改正により創設。
- また、平成26年の法改正では、建設工事の担い手を将来にわたって確保するためには、個々の建設業者の積極的な取組に加えて、建設業者団体が自主的に取組を進めることが不可欠との観点から、建設業者団体の責務規定を新設。

○建設業法（昭和24年法律第100号）（抄）

<昭和36年改正>

（届出）

第27条の37 建設業に関する調査、研究、指導等建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする事業を行う社団又は財団で国土交通省令で定めるもの（以下「建設業者団体」という。）は、国土交通省令の定めるところより、国土交通大臣又は都道府県知事に対して、国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

（報告等）

第27条の38 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の届出があつた建設業者団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な事項に関して報告を求めることができる。

<平成26年改正>

（建設業者団体等の責務）

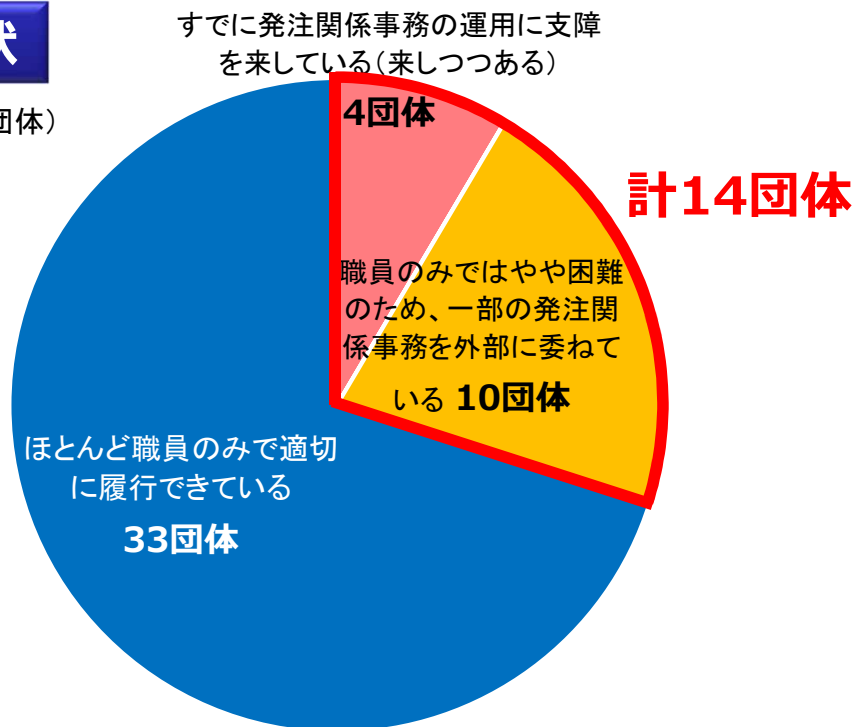
第27条の39 建設業者団体は、その事業を行うに当たっては、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に資するよう努めなければならない。

2 国土交通大臣は、建設業者団体が行う建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に関する取組の状況について把握するよう努めるとともに、当該取組が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。 16

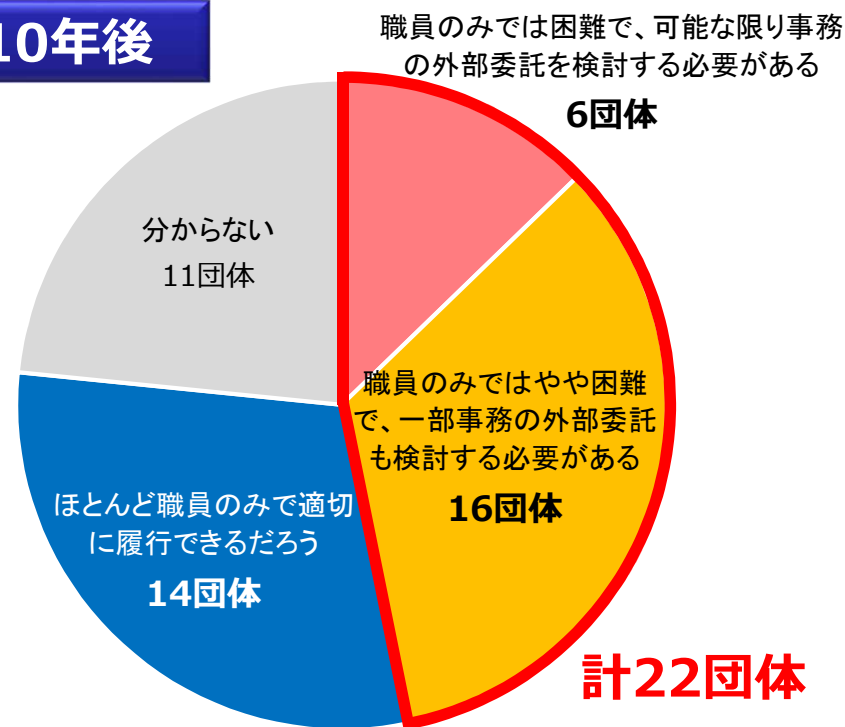
現状及び将来の発注体制についての懸念

現状

(計47団体)



10年後



民間コンサル等を活用した発注体制の補完について

- 今後、技術職員の減少に伴って発注体制の維持・確保が困難になると考えられるため、民間企業等を活用した発注体制の補完は有効であるが、守秘義務が生じる案件の取扱いには注意が必要
- 現有する技術職員だけで発注関係事務を適切に履行することが困難な場合には、積極的に民間企業等を活用することが必要と考えられるが、その結果、現有する技術職員の技術力の低下を招く懸念もある
- 発注関係事務は多種多様であるところ、その外部委託を検討するに当たっては、コストや事務作業量を大きく削減できるものを対象とすることが重要

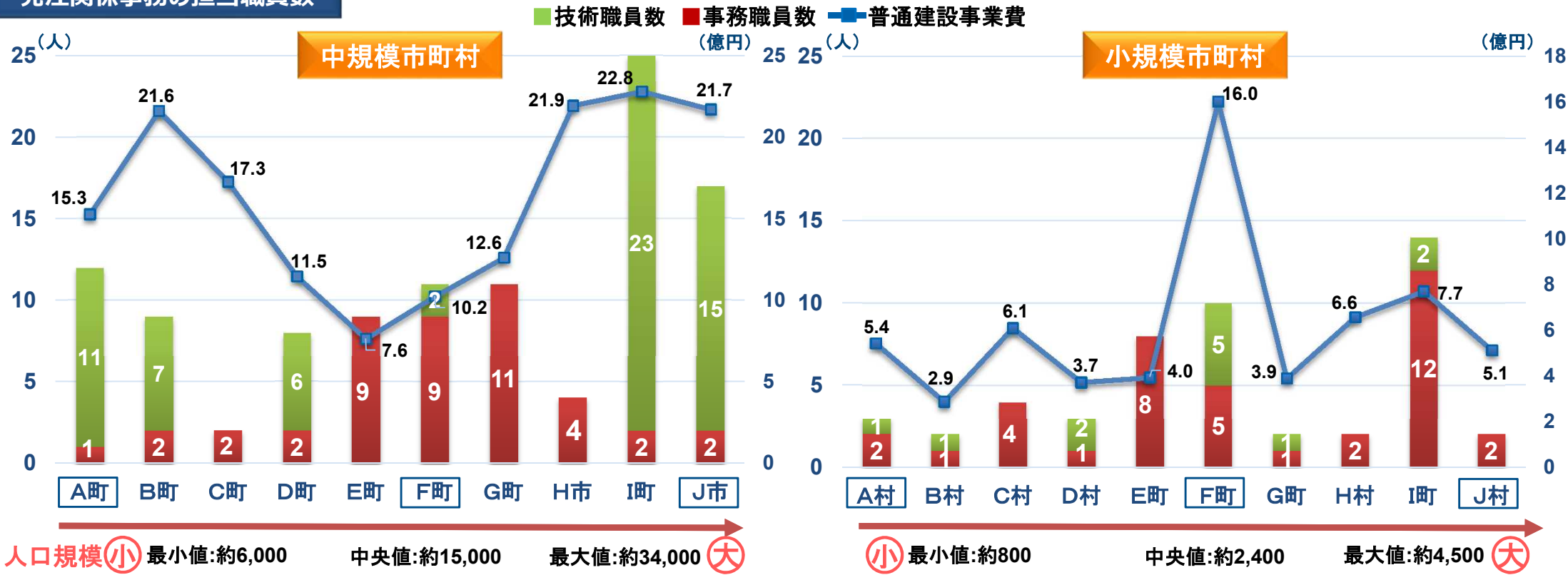
発注権限などの民間委託について

- 大規模災害からの復旧・復興やPPP・PFIなど、高度な専門性や特殊なノウハウを要する場合には有効な手法であるが、CM会社等の民間企業に過度に依存すると、自治体の技術職員に専門性が身につかないおそれ
- 民間委託は発注関係事務の手続を不透明化するおそれもあることから、導入に当たっては情報漏洩の防止や公正・公平な入札契約手続の確保を図ることが重要

発注関係事務の共同化について

- 管内市町村の発注体制を補完する観点からは、発注関係事務を共同で行うことにより技術力の向上・継承を支援することが必要

発注関係事務の担当職員数



将来の発注体制についての懸念や課題等

- 最小限の人員で対応しているところ、災害時などの一時的な工事発注量の増加に対応できないおそれ
- 現在、事務職員だけで発注関係事務を行っているところであり、専門的な判断が難しい場面に遭遇することもある
- 技術職員の年齢構成に偏りがあり、今後、専門知識を有する職員の大量離職に備え、若年職員にどのように技術などを継承していくかが課題
- 将来的に技術職員がいなくなると想定しており、今後、技術職員を計画的に採用することが重要と認識
- 技術職員の採用活動を行っても定員割れが続き、今後の担い手確保に懸念

民間コンサル等を活用した発注体制の補完について

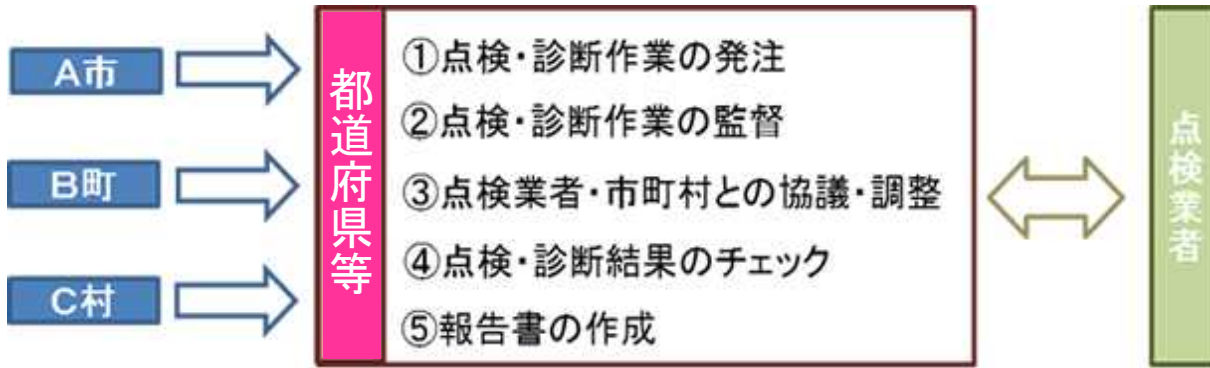
- 全ての発注関係事務を市町村単独で行うことは困難であることから、橋梁点検などの技術力を要する分野に関する発注業務に民間コンサルを活用
- 現在、職員の再任用や外郭団体の活用等により発注関係事務に対応しているが、民間委託については検討中
- 発注関係事務を担当している職員が減少している中、現時点においても、一部の事務を外部委託しているところであるが、今後更なる拡大を図っていくことも必要になるのではないか
- 将来的には全ての発注関係事務を市町村単独で行うことは困難になると想定しているところ、CM会社等の活用も検討すべきではないか

- 市町村のマンパワー・技術力不足を補完するため、**各市町村が管理している橋梁等の点検・診断に関する発注関係事務を、都道府県等に一括して委託。**

➡ **都道府県等は、点検業者に発注し、業務委託契約を締結。**

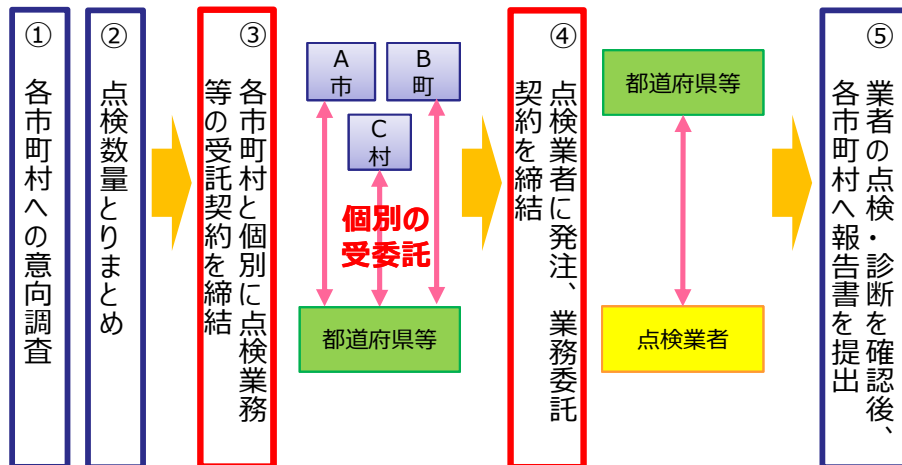
【イメージ図】

(関東地方整備局の管内)



都県名	一括発注を利用した地方公共団体数		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (H29.1未時点)
茨城県	8	15	20
栃木県	0	17	17
群馬県	16	16	18
埼玉県	0	1	4
千葉県	0	5	11
東京都	1	1	0
神奈川県	8	12	21
山梨県	2	11	13
長野県	0	17	37
合計	35	95	141

【都道府県等による手続の流れ】

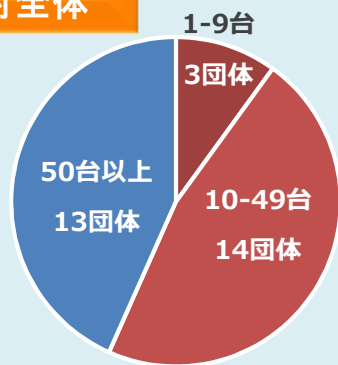


- 技術職員が不足している**市町村の事務負担が軽減**
- 従来は市町村が不定期に発注してきた業務を都道府県等が一括して早期発注することにより、コンサルの**作業工程に余裕が生まれ、点検・診断の精度が向上**
- 発注ロットの大型化により、関与する契約業者数が減少した分、市町村や業者ごとの**診断精度のバラツキが減少**
- 橋梁点検作業車をはじめとする**機材の運用効率が向上**

- 市町村レベルでは、積雪の多く見られる地域の約4割の団体では50台以上の除雪機械を稼働できる体制にあるが、中小規模の団体では50台未満しか稼働できない団体が太宗。
- また、除雪機械を最も多く所有している主体は、市町村や建設企業の場合が多い。

除雪機械の最大稼働台数

市町村全体

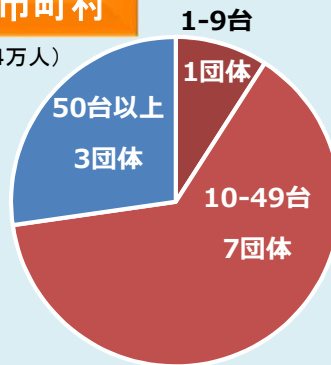


(n=30)

最大所有主体	市町村	建設会社	リース会社
1-9台	0団体	3団体	0団体
10-49台	7団体	7団体	0団体
50台以上	2団体	9団体	2団体

中規模市町村

(人口5千人~4万人)

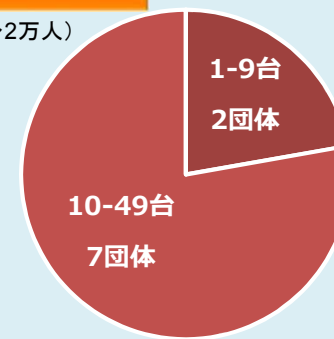


(n=11)

最大所有主体	市町村	建設会社	リース会社
1-9台	0団体	1団体	0団体
10-49台	2団体	5団体	0団体
50台以上	1団体	1団体	1団体

小規模市町村

(人口500人~2万人)



(n=9)

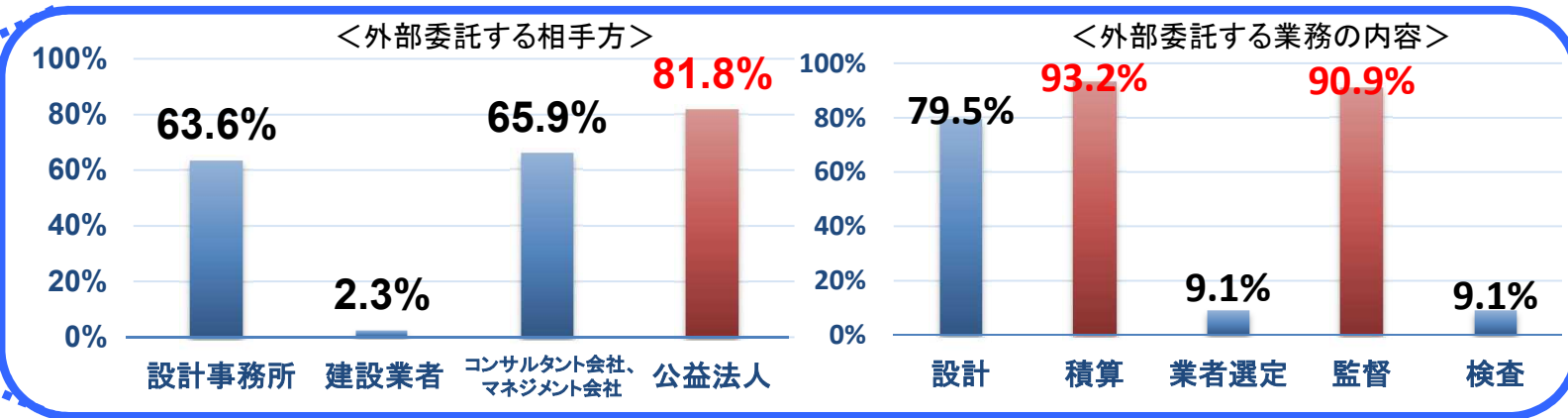
最大所有主体	市町村	建設会社	リース会社
1-9台	0団体	2団体	0団体
10-49台	5団体	2団体	0団体

除雪体制に関する市町村の認識

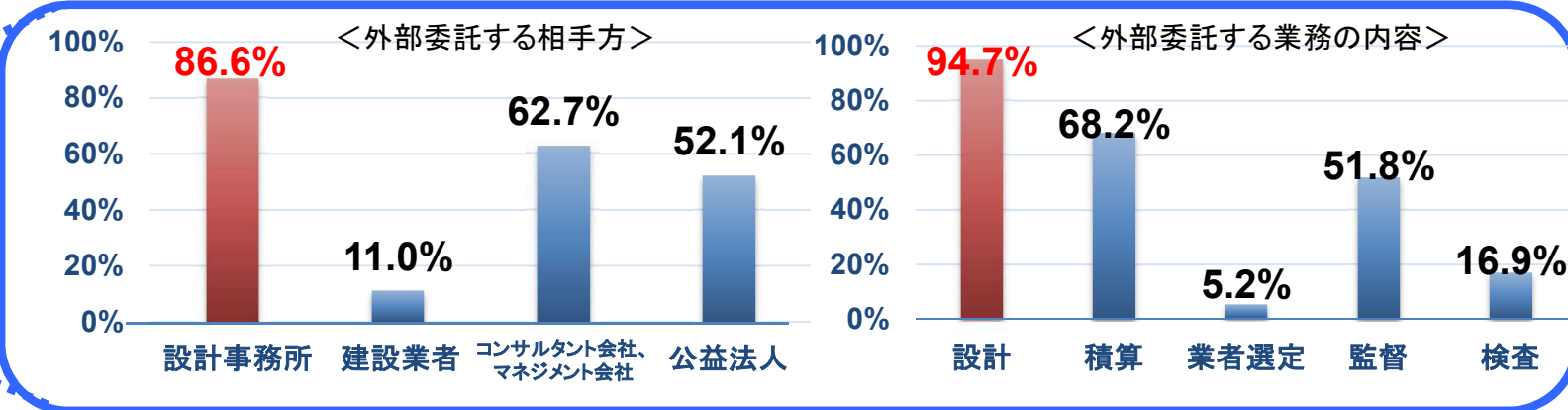
- 除雪機械の更新を行わない企業やオペレーターが不足している会社が多く、管内の除雪業者の確保に苦慮
- 除雪作業量は冬期の天候に左右されるため、暖冬の年は1年を通じた除雪機械の維持管理費用が業者の経営を圧迫することもある
- 降雪量は毎年異なるため、発注者側も除雪費用の安定的な見通しを確保することが困難であり、年度ごとのばらつきが大きい
- 除雪業者の小規模化や除雪機械の保有台数の減少などにより、除雪作業に要する日数が増加傾向にあり、除雪作業の遅れが懸念
- 自治体が抱えている除雪作業員の高齢化が進んでおり、退職後のオペレーターの確保や技術の継承が課題となっている

- 発注関係事務の外部委託については、**都道府県レベルでは9割以上、市区町村レベルでは6割近く**の団体が活用している。
- 外部委託する相手方については、**都道府県レベルでは公益法人が8割以上、市区町村レベルでは設計事務所が9割近く**を占めている。
- 外部委託する業務の内容については、**都道府県レベルでは積算業務と監督業務が9割以上、市区町村レベルでは設計業務が9割以上**を占めている。

△都道府県▽



△市区町村▽

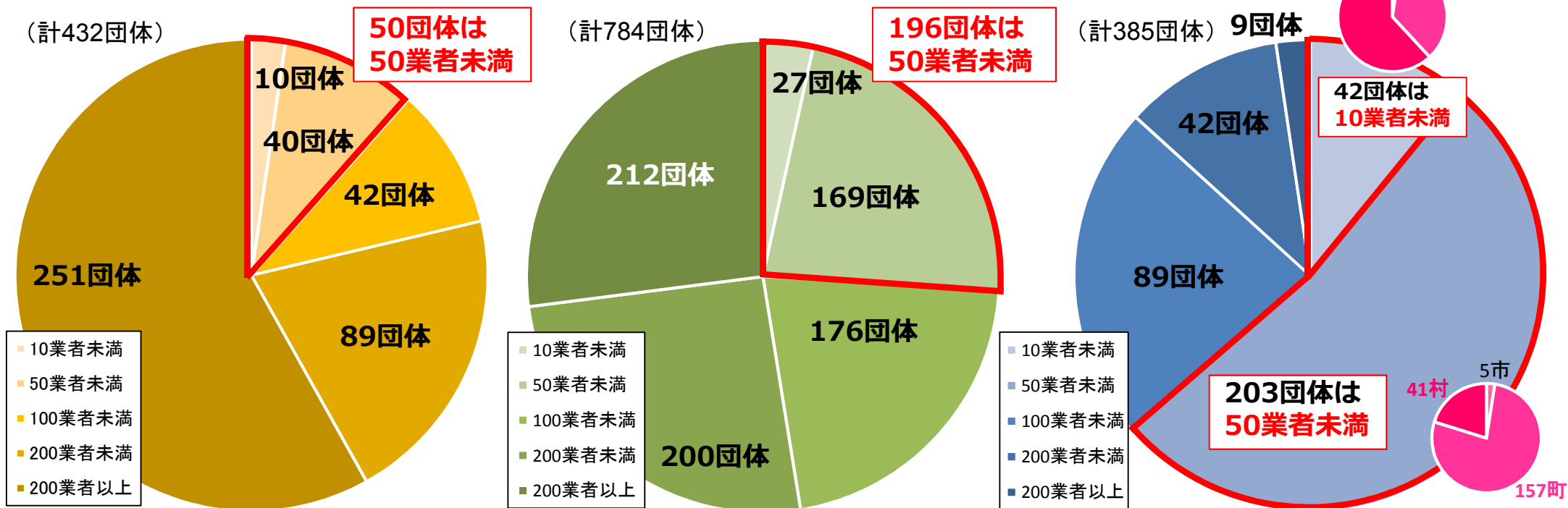


○ 将来的な人口減少率が高い市区町村ほど、足許では管内の建設企業が少ない傾向。

■ 人口減少率別の市区町村の割合（2010年実績値と2040年推計値との比較）



■ 管内業者数別の人口減少市区町村の割合（管内に主たる営業所を有する業者数（H27.3末時点））



地域維持事業を包括的に契約している例①(都道府県)

自治体名	業務内容	導入エリア 路線	契約件数	工期	契約金額 (総計) (単位:百万円)	請負形態 (単体・組合・JV等)	構成 業者数	競争方式	導入年度
北海道	除雪業務	49管内/49管内	51件	5ヶ月	11,227	単体・組合・JV	2~14	一般競争	H10~
青森県	道路の維持管理等	1管内/6管内	1件	1年	194	地域維持型JV	7	簡易公募型プロポーザル	H24.4~
岩手県	道路・河川の維持・修繕、除排 雪	2管内/14管内	5件	3年 (実稼動2年)	799	地域維持型JV	3~6	参加者の有無を確認する 公募手続き	H25.3~
秋田県	除雪	38地区/38地区	38件	1年8月	5,144	地域維持型JV	2~4	一般競争 (価格競争)	H23.10~
福島県	道路・河川の維持修繕 (除雪・施設点検含)	2管内	2件	1年~2年	1,197	事業協同組合	8~10	プロポーザル	H21.4~ H27.4~
栃木県	道路・河川砂防に係る除雪・緊急 点検・維持管理	7管内/10管内	7件	7箇月	929	事業協同組合	18~78	公募型プロポーザル	H22.10~
群馬県	道路パトロール	県内全域	1件	3年	682	事業協同組合	1	条件付一般競争	H23~
長野県	道路維持補修	県内全域97工区	97件	1年	2,800	地域維持型JV	3~16		(一部)H22.4~ (県内全域)H25.4~
石川県	除雪	5地区	5件	1年	-	地域維持型JV	2~4	随意契約	H24.11~
岐阜県	道路・河川の維持・修繕等	七宗町	1件	1年	15	地域維持型JV	5	一般競争(総合評価)	H24~
静岡県	土木一式工事	過疎地域	9件	1年未満	126	単体	1	一般競争	H24.4~
三重県	公共土木施設の維持・小規模 修繕、雪氷対策、道路除草	10管内/10管内	64件	1年	単価契約	地域維持型JV	3~11	一般競争(総合評価)	H26.10~

地域維持事業を包括的に契約している例②(都道府県)

自治体名	業務内容	導入エリア 路線	契約件数	工期	契約金額 (総計) (単位：百万円)	請負形態 (単体・組合・JV等)	構成 業者数	競争方式	導入年度
京都府	道路河川の維持管理、除雪及び凍結防止材散布	府北部地区	3	1年	47	単体	-	一般競争	H21~
兵庫県	緊急小規模、点々補修、照明灯具取替、除雪・凍結防止剤散布、消雪工点検調整補修	新温泉町	1件	1年	109	地域維持型JV	12	制限付き一般競争	H26.4~
奈良県	道路・河川の維持修繕、舗装修繕、雪寒	1町・1旧村 (町村合併前の1村) /39市町村	2件	1年	48	地域維持型JV	各4	一般競争(総合評価)	H28.4~
島根県	道路パトロール	3管内/12管内	3件	2年	86	事業協同組合	~58	随意契約	H25~
広島県	道路・河川の維持・修繕等	4管内/9管内	12件	9箇月~2年	352	単体	1	随意契約又は指名競争	H25.4~
山口県	道路巡視・道路年間維持	8管内/8管内	28件	1年	818	単体	1	指名競争	H19.4~
愛媛県	道路・河川・砂防・海岸の維持・修繕等	1市町/20市町 (新居浜区域)	1件	1年	23	事業協同組合	-	公募型指名競争	H23.4~
長崎県	道路の監視・維持修繕	8管内/11管内	9件	3年	112	単体	1	一般競争(価格競争)	H23~
熊本県	道路植栽管理	10管内	88件	3年	935	単体	1	指名競争	H26.3~
宮崎県	道路・河川・砂防の維持・修繕等	全県	26件	1年	1,108	事業協同組合 地域維持型JV	4~92	一般競争(総合評価)	H27.4~ (試行)

地域維持事業の包括的な契約を導入・実施している地方公共団体からは

- 災害時や緊急時も含めた人員・機械等の施工体制の安定的・効率的かつ迅速・円滑な確保【受注者】
 - インフラの維持管理が持続的・安定的に行われること(きめ細やかな住民サービス)に対する住民の安心感【地域住民】
 - 包括的発注による発注事務の負担軽減【発注者】
- といった効果が挙がっているとの声が寄せられています。

(参考) 地域維持型契約方式の導入状況 (H28は検討中を含む)

H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 **H28年度**
 14道府県→19道府県→23道府県→24道府県→**26道府県**
 (H28.11時点 国土交通省調べ)